

第 10 回大阪市路上喫煙対策委員会 次第

日 時：平成 20 年 2 月 28 日（木）

午後 4 時 00 分

会 場：大阪キャッスルホテル 6 階

おしどり  
鴛鴦の間

1 開 会

2 議 題

- ・ 「(仮称) 重点啓発推進地区」の実験的取り組みについて
- ・ 「路上喫煙禁止地区」での取り組みの報告について
- ・ その他

3 閉 会

配付資料

第 10 回大阪市路上喫煙対策委員会資料

# 第10回大阪市路上喫煙対策委員会資料

**大阪市環境局**

**平成20年2月28日**

## 「たばこのマナー向上エリア 心齋橋筋商店街」の取組みについて(4-1)

- 「(仮)重点啓発推進地区」制度の実験的取組みとして、心齋橋筋商店街振興組合と大阪市が協力・協働して実施する
- 名称：「たばこのマナー向上エリア 心齋橋筋商店街」
- 取組みの主体：心齋橋筋商店街振興組合
- 取組みのスケジュール（概要）
  - ・ 1月18日(金) 定点調査
  - ・ 2月15日(金) プレス発表
  - ・ 2月18日(月) 協働啓発キャンペーン 3月10日(月) 3月24日(月)も実施
  - ・ 3月 6日(木) 大規模協働啓発キャンペーン
  - ・ 3月末(未定) 定点調査
  - ・ (随時、商店街独自の啓発等も実施)

## 「たばこのマナー向上エリア 心齋橋筋商店街」の取組みについて(4-2)

### ○ 取組みの内容

- 独自ロゴ入りのリーフレット・ポケットティッシュ作成
- 毎日（随時）の取組み
  - 商店街警備員による啓発 （リーフレット・ポケットティッシュ配布、口頭注意など）
  - 各店頭での啓発 （リーフレット・ポケットティッシュ配布、口頭注意など）
- 協働啓発キャンペーンの実施
  - 心齋橋筋商店街振興組合 大阪市環境局 大阪市路上喫煙防止指導員
- 大規模協働啓発キャンペーンの実施
  - 心齋橋筋商店街振興組合 ロータリークラブ ライオンズクラブ
  - 大阪市地域女性団体協議会
  - 大阪市環境局 健康福祉局 危機管理室 消防局
  - 大阪市路上喫煙防止指導員
- クリーンキャンペーン及び商店街内アナウンスの実施  
(既に商店街が独自に取り組んでいる)

# 「たばこのマナー向上エリア 心齋橋筋商店街」の取組みについて(4-3)


リーフレット表紙・ポケットディスプレイ


## たばこのマナー向上エリア

## 心齋橋筋商店街



喫煙はマナーを守って  
決められた場所で





SHIN SAI BASHU  
心齋橋筋商店街振興組合

リーフレット表紙

### Q-1 「たばこのマナー向上エリア 心齋橋筋商店街」の取組みってどんなもの？

- 心齋橋筋商店街振興組合の商店街内での取り組みです。心齋橋筋商店街を訪れる皆様に気持ちよく安心してご購入やお食事を楽しんでいただくための喫煙マナー向上を呼びかけています。
- 活動に際しては、地域の皆様や大阪市と協働しながら、他人に迷惑や危険を及ぼす迷惑たばこの防止キャンペーンを実施するなど商店街を進行する皆様にご協力をお願いするものです。



### Q-2 どうして歩きたばこはいけないの？

- たくさんの人々が通行する場所での歩きたばこは、喫煙している人が注意を払っているつもりでも、すれ違いざまに身体や衣服などにたばこの火が当たることが避けられないことがあります。また、吸い殻のポイ捨てにつながったり、時には火災の原因になったりすることもあります。
- 特に、たばこを持つ手はちょうど子どもの顔の位置にくることから、深刻な被害を与えることが心配です。
- 「たばこのマナー向上エリア 心齋橋筋商店街」の取組みは、そのような他人に迷惑や危険を及ぼすおそれのある喫煙をしないよう幅広く呼びかけることにより、迷惑たばこの防止、喫煙マナー・モラルの向上をめざします。

## No more キャッチセールス

キャッチセールスから、お客様を守るためにしていること。



お客様の声を生かして、よりよい環境づくりをめざします。

お客様にゆったりと安心してお買物を楽しんでいただきたい。こうした願いから商店街ではキャッチセールス撲滅のため、警察との連携でさまざまな活動に積極的に取り組んでいます。キャッチセールス禁止の街内放送はもとより、商店街を定期的に巡回して直接抗議する一掃作戦、バナー広告、各店設置の被害届など、キャッチセールスからお客様を守るため万全の対策で望んでいます。

悪質なキャッチセールスは違法です。もしもキャッチセールスを声をかけられたら気軽に最寄りのお店にご相談ください。各店には被害届をご用意しています。どこで、どのように声をかけられたか、不快な思いをしたときの状況など、どんなことでも教えてください。商店街ではお客様から寄せられた声を力に、これからもキャッチセールス撲滅のために、積極的に取り組んでいきます。

# 「たばこのマナー向上エリア 心齋橋筋商店街」の取組みについて(4-4)

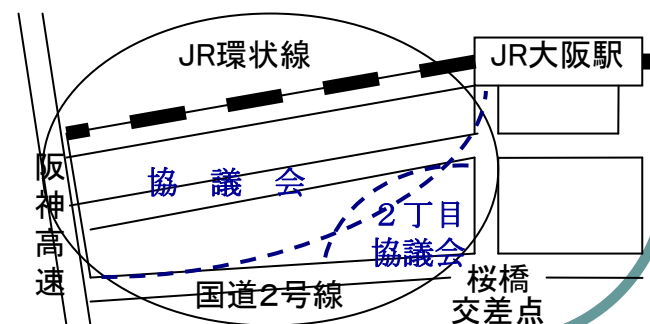
2月18日(月)協働啓発キャンペーン





## 西梅田再開発地域（株式会社サンケイビル）の取組みについて

- 従前より、株式会社サンケイビル西梅田プロジェクト統括チーム(以下サンケイビル)から大阪市に、西梅田再開発地域の「路上喫煙禁止地区」指定などについて相談があり、同地域で、何らかの路上喫煙防止の取組みを進めることなどについても相談を重ねてきた
- 12月の最終答申の後、大阪市から西梅田地区開発協議会(以下協議会)小幹事会において、実験的取組みについて説明、梅田二丁目地区地元振興環境整備推進協議会(以下二丁目協議会)には、サンケイビルから同内容を説明。12月末から内部議論を進めることとなった
- 議論の結果について
  - ・ 協議会事務局としては、協議会参加メンバーの合意を2月頃の実験開始までに得ることは難しいとの見解。なかなか足並みがそろわない
  - ・ 地域全体としての路上喫煙防止に向けての議論はまだで、大方針が無い状態。その中で、今回の実験的取組みのスケジュールに併せると無理があるので、実のある活動にしていく事を目標において議論を進める
  - ・ 6月のイベントで活動を開始するスケジュールで各社と協議を進めていく。また、二丁目協議会との連携を取りながら、西梅田地域全体で活動を行なっていく、平成20年度に実施する同制度には出来る限り応募していく



## 路上喫煙防止指導員の巡回・指導の現場における感想について(2-1)

- 「誰が決めた」「いつから違反になった」「大阪の者ではない」「そんな条例知らん」といったことや、指導員に対し、「胸をつかれた」「腕をつかまれた」「訴えてやる」などと文句をつけ、支払いを免れようとする
- 過料徴収に関する業務は、粘り強い説得、根気、我慢の一徹
- 過料徴収の現場においては、違反者の人間性に訴えるしかなく、相手が納得して初めて徴収できる。違反者に対しては、説諭、説得の手段しかないので、条例の趣旨を理解せず徴収に応じない違反者にはくやしい思いをさせられる
- しかし、現場では、大勢の市民の皆さんに、われわれの仕事に対する理解を示していただいている。その人たちのためにも黙々と任務を遂行したい



## 路上喫煙防止指導員の巡回・指導の現場における感想について(2-2)

- 非喫煙者（特に中年の女性）から「過料徴収区域を大阪市内全域に拡大してほしい」との声を聞くことがある
- 街宣活動、電車内等のアナウンスほか継続的、積極的な広報、啓発活動をしてほしい。「知らなかった」と言わせないように
- 禁止地区の標示物をできるだけ多く設置し、禁止地区であることを知らしめることが過料徴収時のトラブルの防止につながる
- 違反者に交付する書類の作成に時間がかかるので、違反者から、「はよせい」「もたもたするな」など、罵詈雑言を浴びせられることもある

## 過料処分に関する事務について(2-1)

	過料 処分数	現金 徴収	納付書 交付数	指導 無視
10月計	527	458	69	34
11月計	648	579	69	106
12月計	885	811	74	118
1月計	712	647	65	28
2月15日まで	402	368	34	42
累 計	3174	2863	311	328

## 過料処分に関する事務について(2-2)

違反内容			督促状発送件数 10月1日～1月15日 納付書交付分	納付書による 納付件数 2月25日現在
歩行喫煙	立ち止まっ ての喫煙	その他 (自転車等)		
2454	269	451	181	68

違反者の住所地			
大阪市内	大阪府内	大阪府外	不明
765	544	677	1188

# 定点調査結果(路上喫煙率)

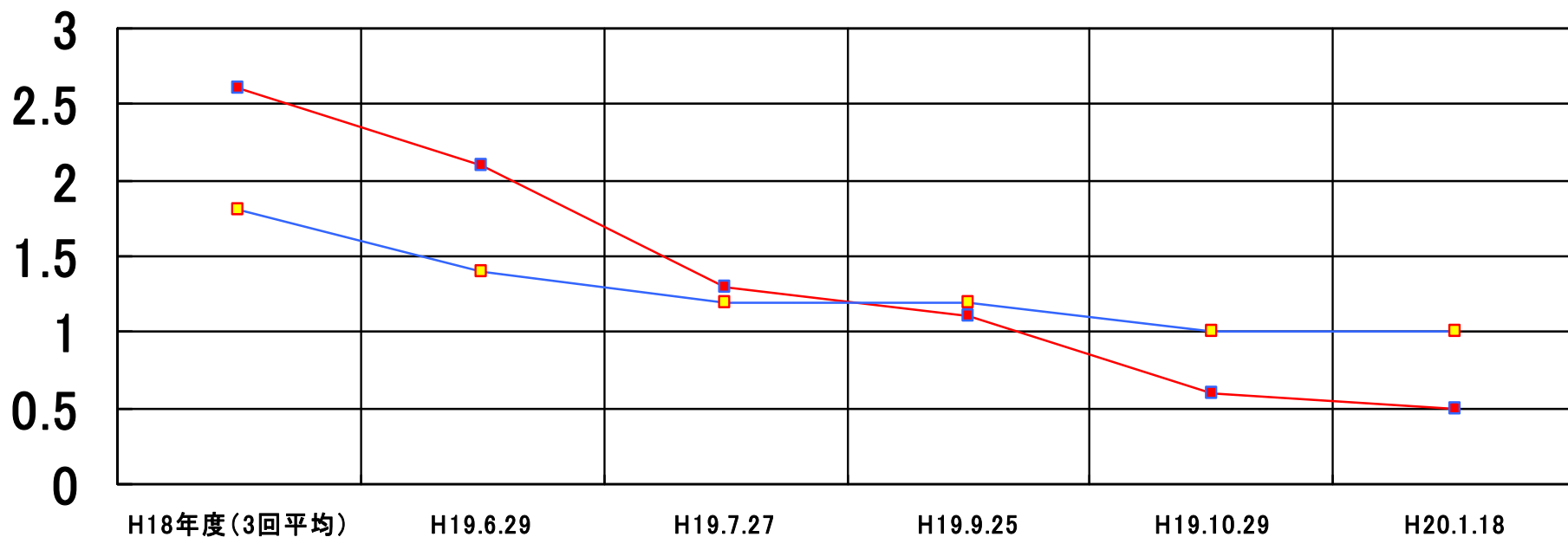
一日4回実施 7:30～9:00 11:30～13:00  
(計6時間) 14:30～16:00 17:30～19:00

【禁止地区内】	平成18年度 平均 (3回実施)	平成19年 6月29日 (禁止地区指定前)	平成19年 7月27日 (禁止地区指定後)	平成19年 9月25日 (過料徴収実施前)	平成19年 10月29日 (過料徴収実施)	平成20年 1月18日 (3ヶ月経過)
淀屋橋 交差点	1.3%	0.7%	0.5%	0.2%	0.1%	0.1%
中央公会堂前 交差点	3.0%	2.4%	1.9%	2.5%	1.0%	1.0%
本町3丁目 交差点	3.7%	1.6%	1.0%	0.7%	0.1%	0.1%
新橋 交差点	1.7%	2.4%	1.1%	0.8%	0.3%	0.2%
難波東口 横断歩道	2.0%	1.1%	0.9%	1.0%	0.9%	0.8%
南海難波駅 北側三角地	7.1%	8.0%	4.8%	4.0%	1.5%	1.3%
上記6地点 平均	2.6%	2.1%	1.3%	1.1%	0.6%	0.5%
全市平均	1.8%	1.4%	1.2%	1.2%	1.0%	1.0%
心齋橋筋 商店街	0.5%	0.6%	0.6%	0.4%	0.5%	0.6%

# 定点調査結果(路上喫煙率)「禁止地区内平均と全市平均」

(単位：%)

■ 禁止地区内平均 ■ 全市平均

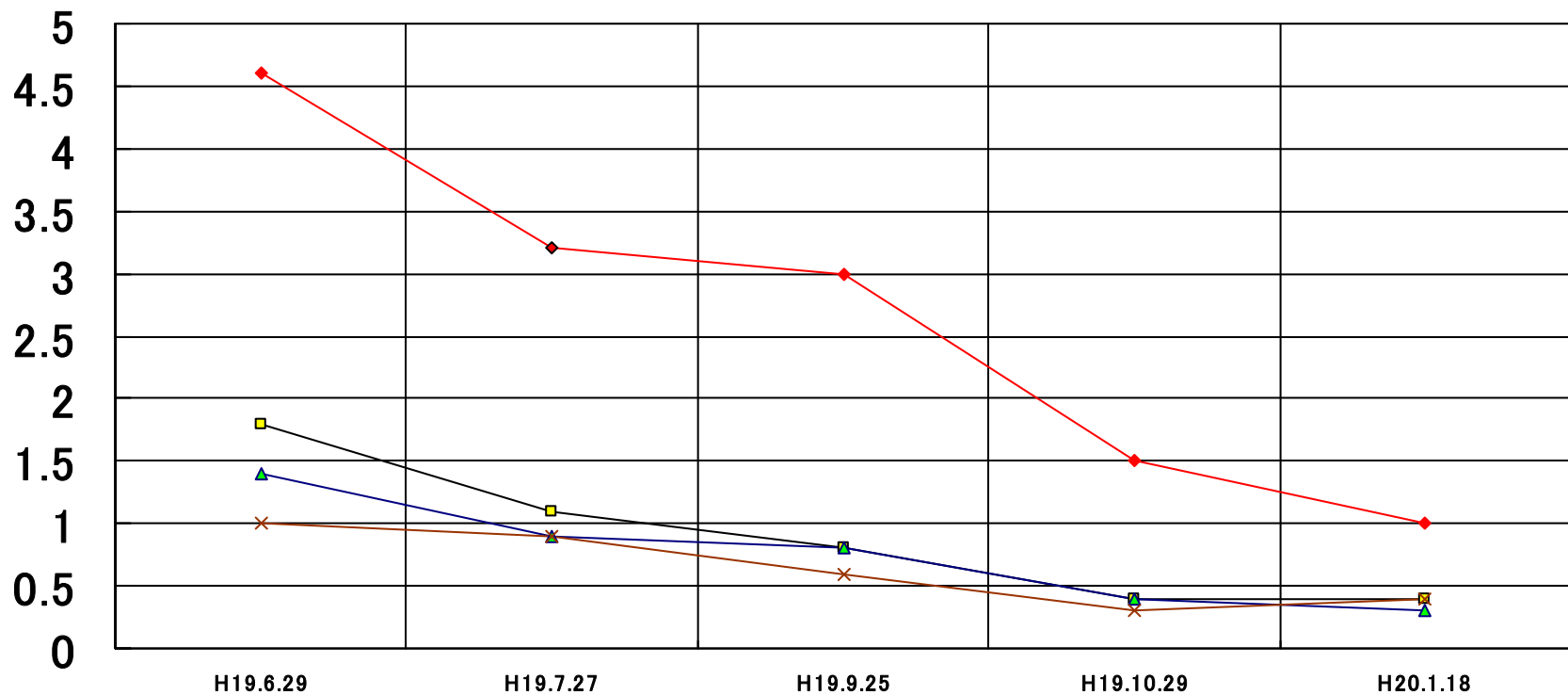


- 平成19年4月1日条例施行
- 平成19年7月4日路上喫煙禁止地区指定
- 平成19年7月13日指導員の巡回指導啓発開始
- 平成19年10月1日過料徴収実施

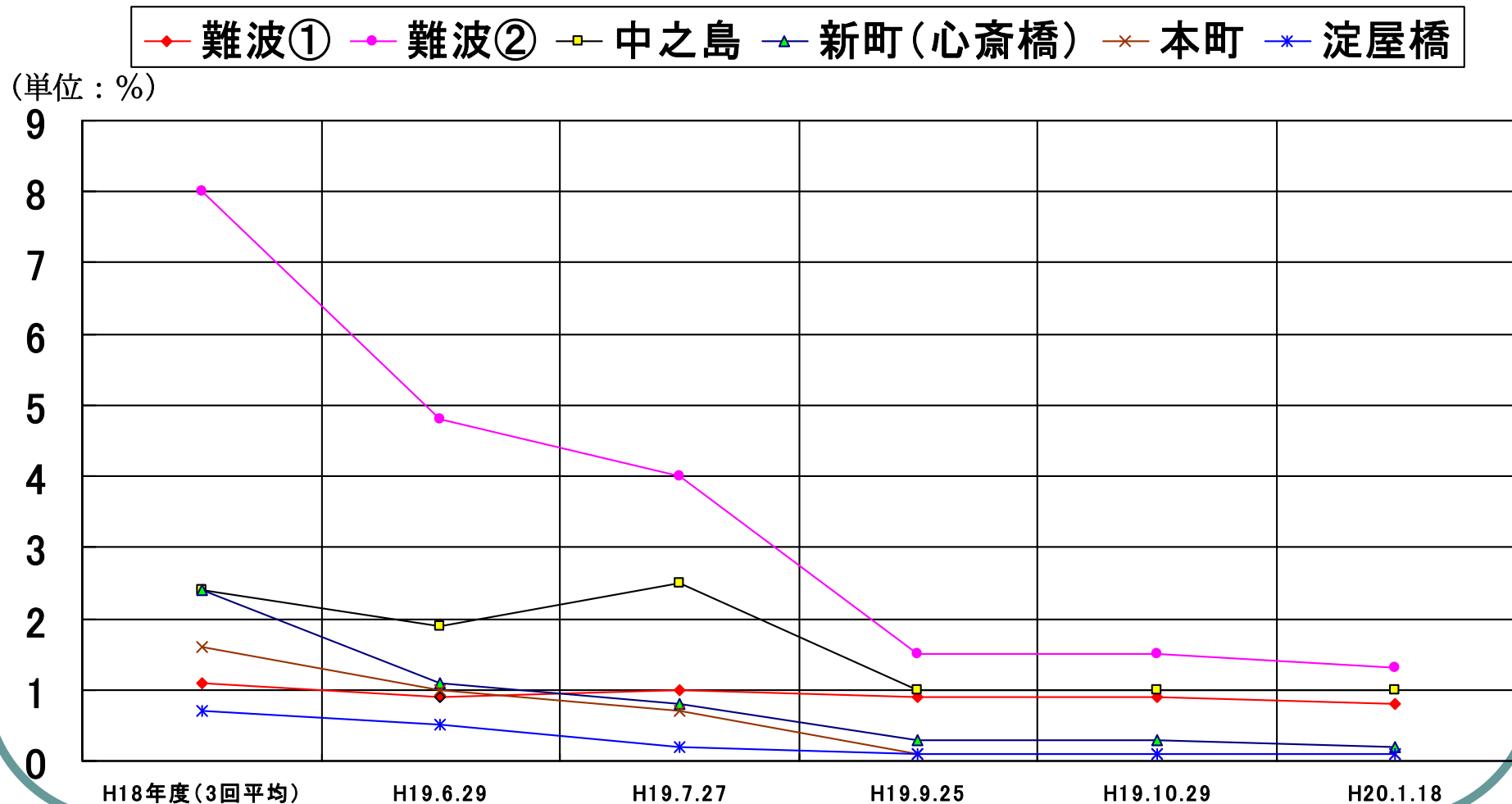
# 定点調査結果(路上喫煙率)「禁止地区内調査時間帯別推移」

(単位：%)

◆ 朝    □ 正午    ▲ 昼    × 夕方



# 定点調査結果(路上喫煙率)「禁止地区内地点別推移」





# 定点調査結果(路上喫煙率)「地点特性別路上喫煙率推移」

単位 %	路上喫煙禁止地区(6地点平均)					駅前(17地点平均)				
	6/29	7/27	9/25	10/29	1/18	6/29	7/27	9/25	10/29	1/18
朝	4.6	3.2	3.0	1.5	1.0	2.0	1.8	1.5	1.3	1.3
正午	1.8	1.1	0.8	0.4	0.4	1.5	1.0	1.0	0.8	0.9
昼	1.4	0.9	0.8	0.4	0.3	1.1	0.8	0.9	0.6	0.7
夕方	1.0	0.9	0.6	0.3	0.4	0.8	0.8	0.7	0.5	0.6
計	2.1	1.3	1.1	0.6	0.5	1.4	1.1	1.0	0.8	0.9

単位 %	ターミナル(10地点平均)					ビジネス街(8地点平均)					商店街(7地点平均)				
	6/29	7/27	9/25	10/29	1/18	6/29	7/27	9/25	10/29	1/18	6/29	7/27	9/25	10/29	1/18
朝	1.9	1.9	1.6	1.3	1.3	1.8	1.6	1.2	1.2	1.3	3.4	2.8	2.8	3.0	2.8
正午	1.3	1.0	1.1	0.9	1.0	1.4	1.1	1.0	0.7	0.7	1.3	0.8	1.0	0.7	1.0
昼	1.0	0.8	0.8	0.7	0.7	1.2	0.9	0.8	0.6	0.5	0.7	0.6	0.8	0.6	0.6
夕方	0.6	0.7	0.7	0.5	0.6	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.7	0.6	0.6
計	1.2	1.1	1.1	0.9	0.9	1.3	1.0	0.9	0.8	0.8	1.1	0.9	1.1	0.9	0.9

# 定点調査の結果と分析

- 禁止地区内は、依然として効果があがっているが、減少は頭打ちの感がある  
前回 0.6%→0.5%
- 全市平均についても頭打ちの感がある  
前回 1.0%→1.0%
- 禁止地区内では、難波の路上喫煙率が低下してきて、禁止地区内は、平均化してきた  
(重点的巡回の効果)
- 禁止地区の朝の時間帯は、路上喫煙率の低下が顕著である
- 全市的には、朝の時間帯の路上喫煙率は高い。また、商店街の朝の時間帯も相変わらず高い